

あなたもリサイクルの輪に参加しませんか!



不用品リサイクル促進事業

利用の方法

利用できる人

市内在住で、18歳以上の人。営利を目的にしない人に限ります。

登録できる物

一般家庭で不用になった物。ただし次の物は登録できません。

- (1) 修理、清掃などをしないと使えない物
- (2) 飲食物、化粧品類、薬品類、チケットなど金券類、動物、不動産、および仏壇など宗教に関係ある物
- (3) 使用期限が過ぎた物
- (4) 人体に危険な物
- (5) 公序良俗および法律に違反する物

登録の方法

市役所生活環境課、勤労福祉会館、東部・西部・南部市民センター、西浦出張所などに置いてある登録カードに必要事項を記入し、生活環境課に提出してください。郵送でもけっこうです。

登録カード一枚につき一品目です。登録に不適切な品物、登録方法が間違っている時は掲載できません。掲載の可否は、はがきや電話でご連絡します。

掲載とその期間

登録された品物は、雑誌「月刊リサイクル」に三カ月間掲載されます。この期間に交渉が成立しない場合は再度登録申請し、さらに三カ月間掲載できます。

品物の交渉・交換

市は情報の提供だけで、あっせんや交渉などには関与しません。交渉・交換は当事者同志で行ってください。

結果報告

交渉が成立したら、市役所生活環境課へ報告してください。